

# 北海道の景観行政について

第13回 北海道景観行政団体等連携会議 兼 景観行政セミナー  
(令和5年11月9日 開催)

北海道建設部まちづくり局都市計画課景観係

(写真：釧路市湿原展望台から望む釧路湿原)

# 1 北海道の取組状況について

道では、平成31年(2019年)3月に策定(見直し)した「北海道景観形成ビジョン」の「重点的な取組」に基づき、関連施策と景観との連携を強化する取り組みを行っています。

## 「北海道景観形成ビジョン」の新たな基本方針

### ○重点的な取組

関係部局（施策）と連携し、景観に関する情報発信を積極的に行い、景観への意識を高める。

【基本方針1】 関連施策等との連携によりめざす良好な景観づくり

### ○継続的な取組

景観の広がりを意識し、景観づくりの「主体」と「施策区分」を明確にして、連携・協働の強化を図る。

【基本方針2】 一体性と連続性のある広域景観づくり

【基本方針3】 地域固有の多様な景観づくり

【基本方針4】 道民との協働によりめざす良好な景観づくり

## ○関連施策事業との連携

- ・ 連携事業における会議や研修等にて、景観への意識を高めるため、景観との関わりを講演する等。
- ・ ホームページやパネル展などで、景観との関連性をPR。

(景観との関わりイメージできるチラシやパネル等を作成)

など

令和元年(2019年)5月22日に「北海道の景観形成に関する庁内連携会議」を設置し、その取組を道のwebで公表しています。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/chonairenkeikaigi.htm>

# 2 北海道内の景観法等活用状況について

令和5年(2023年)11月1日現在

## 景観計画区域

北海道全域 (この区域には、地先公有水面を含む)

## 羊蹄山麓広域景観形成推進地域(7)

蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町

## 景観重要建造物(14)

札幌市(3)、北見市(1)、黒松内町(6)、東川町(2)、美瑛町(2)

## 景観重要樹木(4)

美瑛町(4)

## 景観重要道路

- ・国道5号、230号、276号及び393号
- ・道道岩内洞爺線、豊浦京極線、蘭越ニセコ倶知安線、京極倶知安線及びニセコ高原比羅夫線

## 景観重要河川

・尻別川

## 景観整備機構(3)

- ・北海道：一般社団法人  
北海道建築士会
- ・札幌市：一般社団法人  
北海道建築士会
- ・函館市：特定非営利活動法人  
はこだて街なかプロジェクト

## 景観行政団体(24)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、北見市、東神楽町、中標津町、富良野市、伊達市、洞爺湖町、千歳市、弟子屈町、倶知安町、中富良野町

## 景観地区(3)

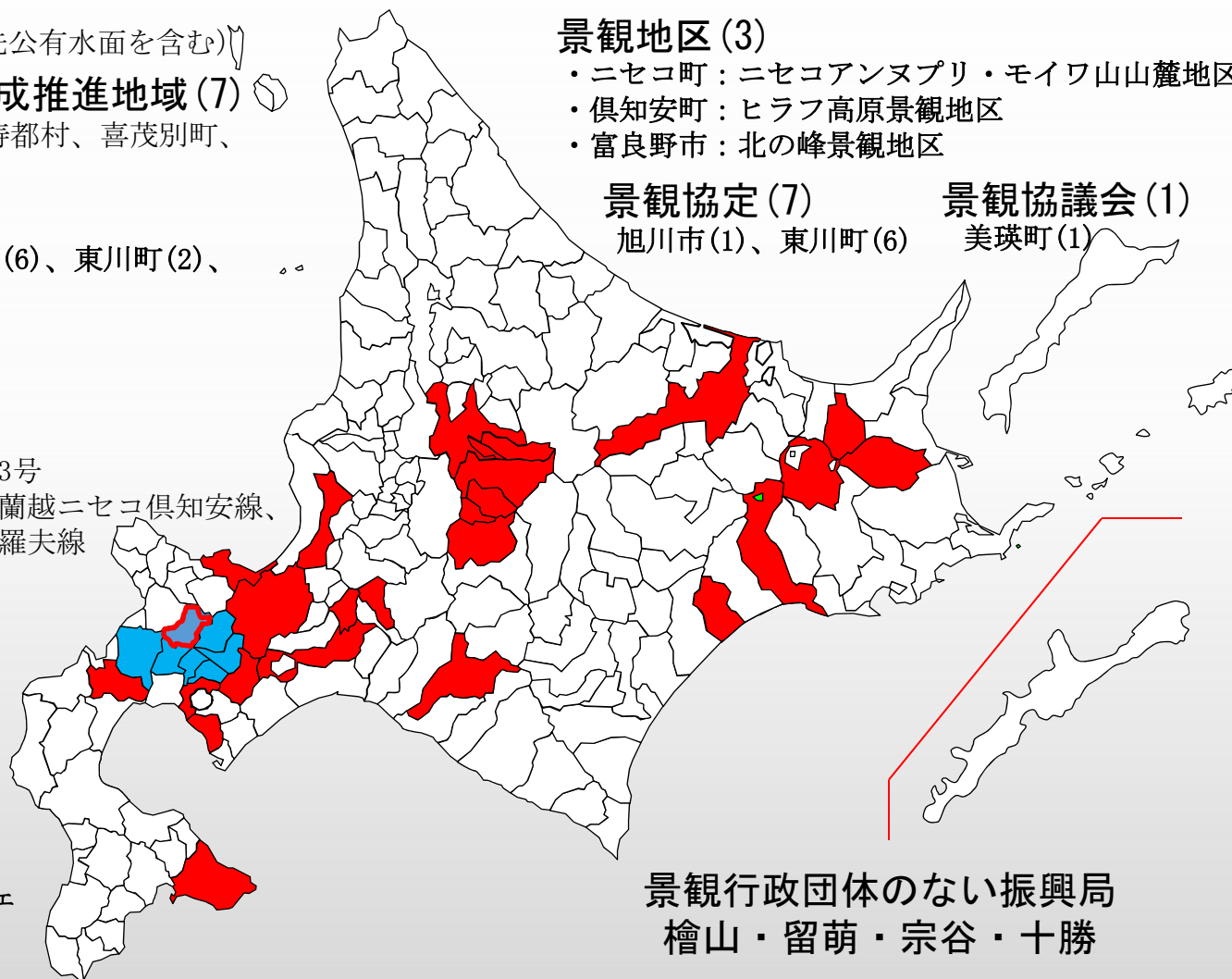
- ・ニセコ町：ニセコアンヌプリ・モイワ山山麓地区
- ・倶知安町：ヒラフ高原景観地区
- ・富良野市：北の峰景観地区

## 景観協定(7)

旭川市(1)、東川町(6)

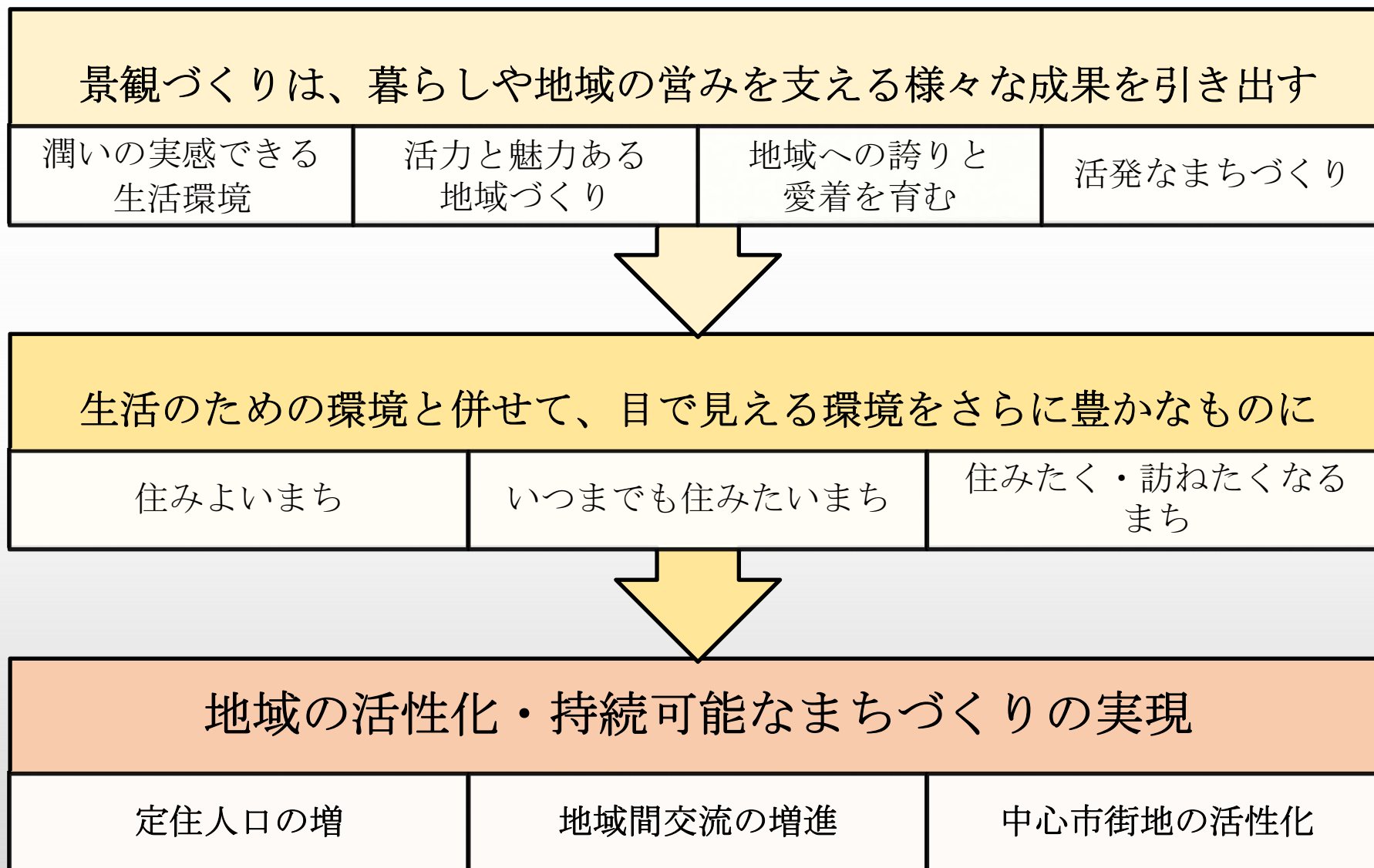
## 景観協議会(1)

美瑛町(1)



景観行政団体のない振興局  
檜山・留萌・宗谷・十勝

### 3 景観まちづくりの意義



## ※ 景観形成にあたって

- 景観形成は、行政が定めるものだが、地域住民との合意形成が必要である。
  - 景観法においても景観計画の決定は、住民説明会等の実施を義務づけ（法第9条）
  
- 地域にとって良好な景観とは何かを考える。
  - 地域（市町村）が目指す姿を言葉ではなく形にすること（総合計画等に定められた目標など）
  
- 未来の子どもたちに、私たちは何を残すのか（残せるのか）を検討する。



## 4 景観行政団体について

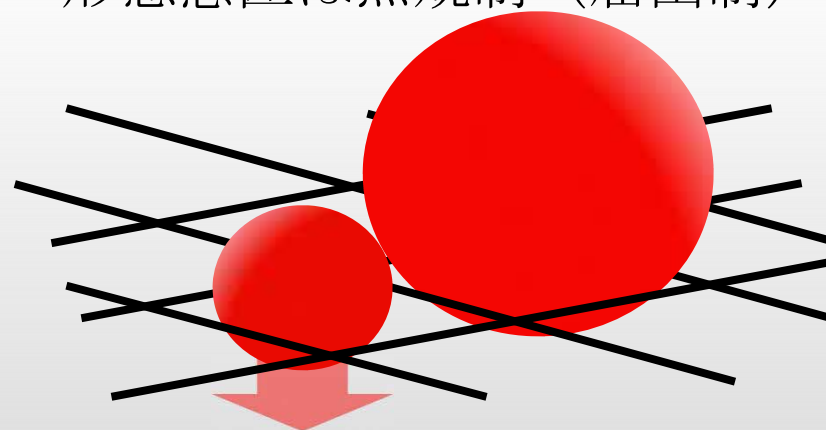
### (1) 良好な景観形成について

(居住環境の向上等住民の生活に密接に関係)

#### 【北海道景観条例】

##### 最低限の基準

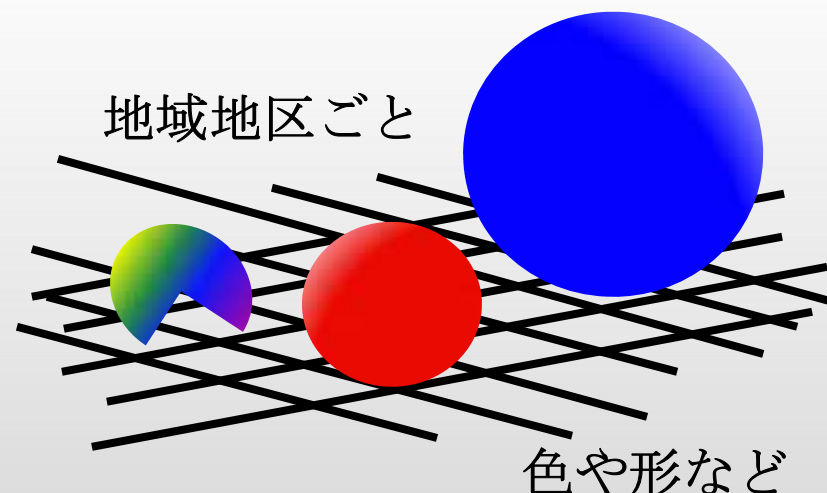
- ・ 規模を定めて届出
- ・ 規制は主に色彩（命令）
- ・ 形態意匠は無規制（届出制）



例えば、「大規模」・「けばけばしい」ものには、フィルターをかける機能はある。

#### 【市町村の場合】

地域の特色に応じた  
きめ細かな規制誘導  
方策が可能



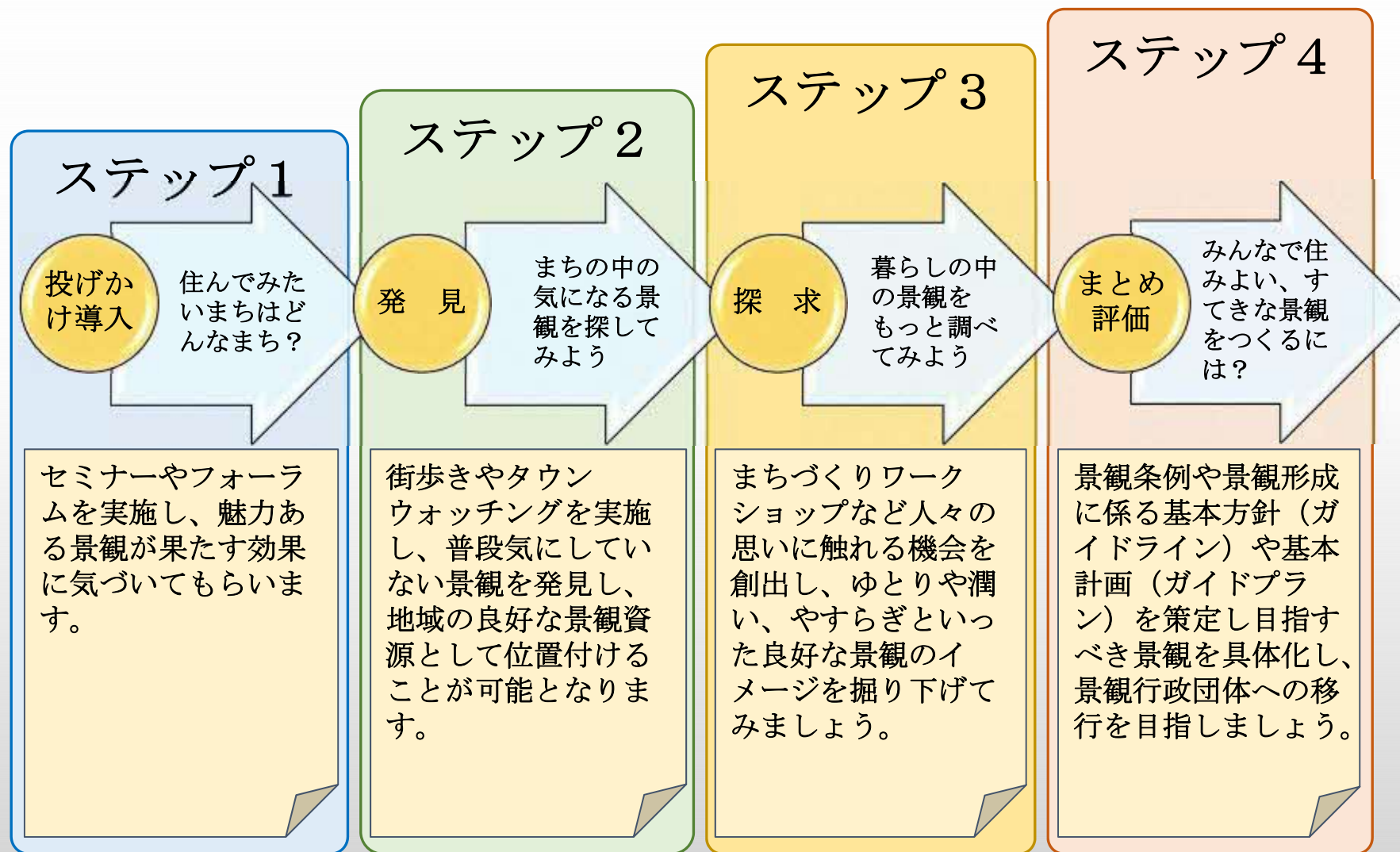
## (2) 景観行政団体とは

- 景観法に基づき「景観行政事務」を処理する地方公共団体。  
(都道府県、政令市、中核市)
- その他の市町村は、知事との協議を経て景観行政団体となることができる  
(景観法第98条) . . . 北海道は市町村の景観行政団体移行を支援

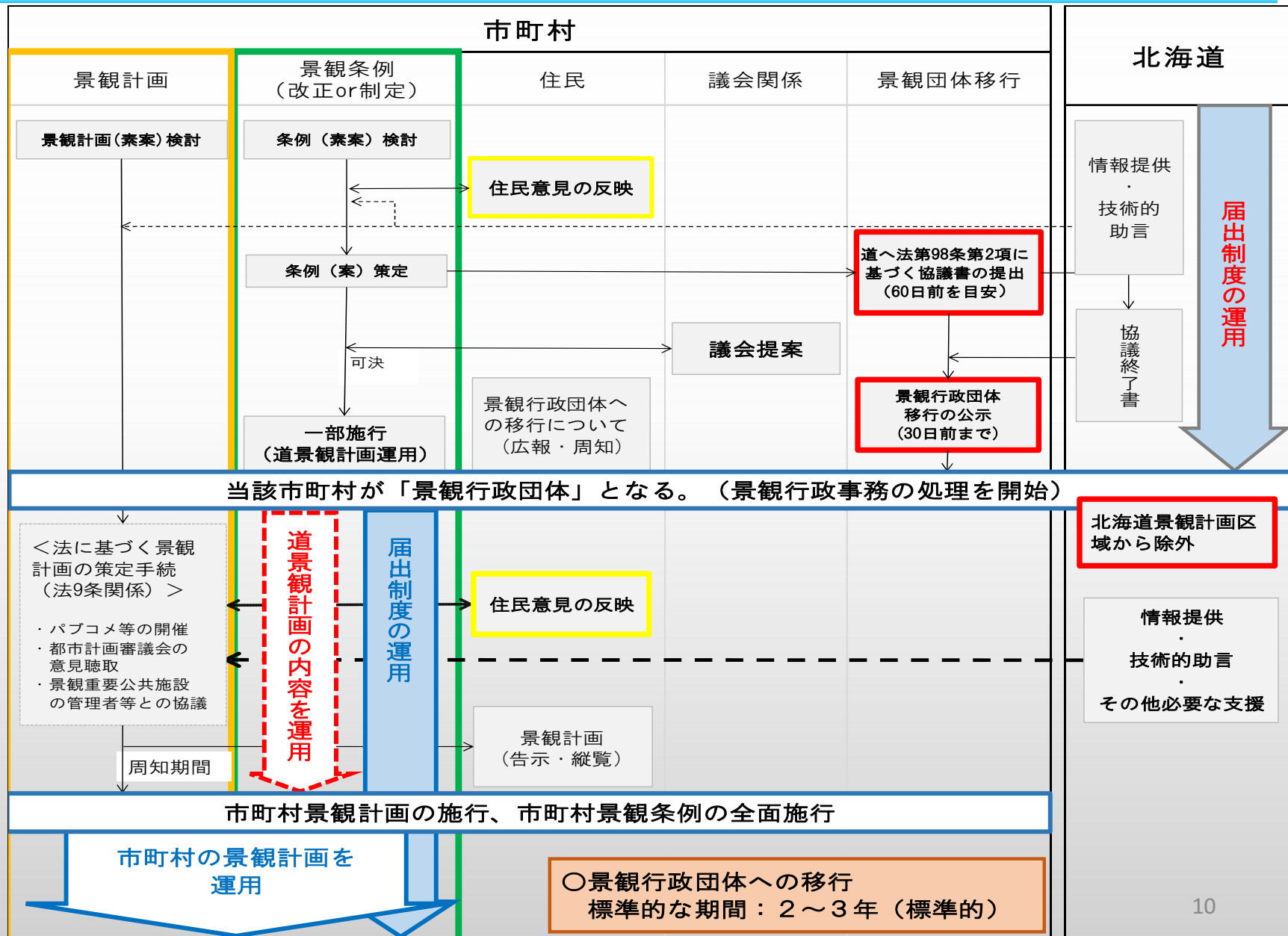
景観行政団体になる とできること	景観計画の策定	. . . 法第 8条-第15条
	建築等の行為規制 (届出制度)	. . . 法第16条-第18条
	景観重要建造物・樹木の指定	. . . 法第19条-第46条
	景観重要公共施設の整備等	. . . 法第47条-第54条
	景観協定の認可	. . . 法第81条-第91条
	景観整備機構の指定	. . . 法第92条-第96条
市町村ができること ※景観行政団体で なくともできる	景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域内)	. . . 法第61条-第73条
	地区計画等の区域内における建築物の形態意匠の制限	. . . 法第76条
	準景観地区 (都市計画区域及び準都市計画区域外)	. . . 法第74条-第75条



### (3) 景観まちづくりの進め方



# (4) 景観行政団体への移行フロー（標準的な例）



## (5) 市町村が景観行政団体になる場合の 北海道知事との協議について（景観法第98条第2項関

係)市町村（政令指定都市、中核市を除く）が景観行政団体になり、景観行政事務を処理する場合、景観法第98条第2項に基づき、あらかじめ知事との協議を行うことが必要としており、道では、当該協議の円滑化等を図るため、協議の内容等について次のとおり定めています。

(平成25年1月7日付け都計第1313号通知)

### 【協議事項】

- ①景観行政団体になろうとする年月日 (景観行政事務の処理を開始する日)
- ②景観行政団体として、景観法第2章第1節から第4節まで、第4章及び第5章の規定に基づき、行おうとする 事務の内容
- ③上記②の事務を行うための 組織体制
- ④ これまでに取り組んできた景観施策がある場合はその内容
- ⑥今後の景観施策の 基本的方向性とスケジュール

### 【標準処理期間】

- 協議の申出が 道に到達した日から15日間 (休日を含めない)

### 【協議書の提出先】

協議書の提出先は、総合振興局又は振興局の建設指導課です。  
協議書の確認は、北海道建設部まちづくり局都市計画課となります。

## ○協議にあたっての北海道の考え方

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により、協議に際して知事の同意を得ることは要しないこととなりました。

しかし、市町村が景観行政団体として景観行政事務の処理を開始するにあたっては、それまで運用してきた北海道景観計画が自動的に消滅するものではなく、市町村における景観計画の策定ではそれまでの良好な景観の形成効果が著しく減じることにならないように、適正かつ円滑な移行が図られるよう協議する。

協議の際は、市町村の主体性を尊重し後見的関与とならない範囲で、次に掲げる事項等について確認するものとする。

- (1) 景観施策の方向性やスケジュール等が北海道のこれまでの景観施策と著しい齟齬が生じていないこと。
- (2) 景観計画の策定、実施、運用等にあたって必要となる法委任条例を、新たに景観行政事務の処理を開始する日までに定め施行する等、円滑な移行が図られること。
- (3) 市町村策定の景観計画が施行されるまでの期間は、北海道景観計画の扱いによることとし、道の景観行政事務と市町村の景観行政事務の空白期間が生じないようにすること。



# 令和5年度 景観改善推進事業

## 目的

- 魅力的かつ快適な「集約型都市」を目指す地域等において、景観計画を策定・改定する市区町村に対する総合的な支援を行うとともに、景観計画区域内の重点的な規制（届出対象行為・景観形成基準）が定められている地区（以下、重点地区）においては、景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に対する支援を実施し、質の高い景観形成を後押しする。
- これにより、歴史的なまちなみや自然景観など、地域の個性や特性を活かした景観形成を図り、質の高い景観まちづくりを推進することで、地域住民にとっての快適性や、内外からの観光客の訪問先としての魅力を向上し、地域活性化や観光立国の実現等を図る。

## 支援内容

### 【対象事業】

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

### 【補助率】

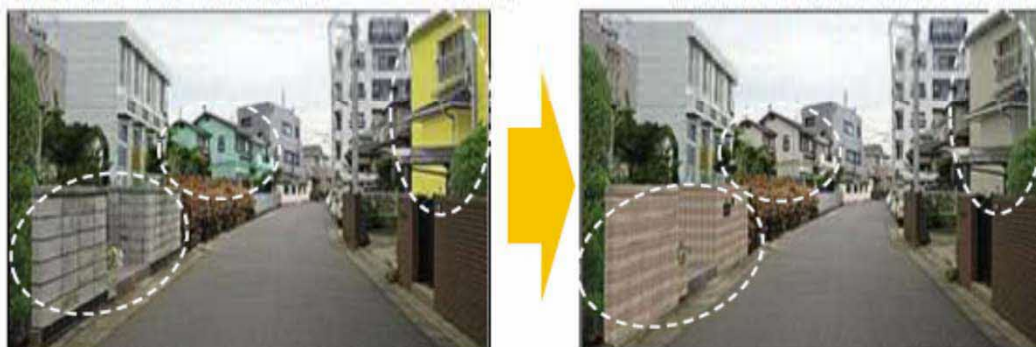
- |           |                    |       |
|-----------|--------------------|-------|
| 上記(1)、(2) | 事業主体がa.かつb.に該当する場合 | 1 / 2 |
|           | 事業主体がa.に該当する場合     | 1 / 3 |
| 上記(3)     | 事業主体がa.に該当する場合     | 1 / 3 |

### 【事業主体】

- a. 景観に関連のある計画等を定めている市区町村
- b. 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村

#### ※景観に関連のある計画等

- ・ 古都保存法に基づく歴史的風土保存計画
- ・ 歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画
- ・ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観
- ・ 観光圏整備法に基づく観光圏整備計画
- ・ 棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画
- ・ 「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地
- ・ 都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域



景観規制により既存不適格となった建築物の色彩変更や工作物の是正措置（イメージ）



# 街なみ環境整備事業の制度の概要(社会資本整備総合交付金の基幹事業)

○住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する

## 【街なみ環境整備促進区域】

面積1ha以上かつ、①～③のいずれかの要件に該当する区域

- ①接道不良住宅率70%以上かつ、住宅密度30戸/ha以上
- ②区域内の幅員6m以上の道路の延長が区域内の道路総延長の1/4未満であり、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が区域の面積の3%未満である区域
- ③景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部又は全部を含む区域及び条例等により景観形成を図るべきこととされている区域

※接道不良住宅とは、幅員4m以上の道路に接していない住宅をいう

## 【街なみ環境整備事業地区】

街なみ環境整備促進区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されている地区

## 協議会の活動の助成

### 協議会の活動の助成

勉強会、見学会、資料収集等(交付率:1/2)

## 空家住宅等の除却

### 空家住宅等の除却

(交付率:1/2)

## 地区内の公共施設の整備

### 道路・公園等の整備



### 生活環境施設の整備

(集会所、地区の景観形成のため設置する非営利的施設等)



### 公共施設の修景

(道路の美装化、街路灯整備等)

### 電線地中化



(交付率:1/2)

## 街なみ景観整備の助成

### 住宅等の修景

(外観の修景の整備)



景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の活用

(修理、移設、買取等)



(交付率:1/2,1/3)





# 5 広域景観形成地域について

## (1) 広域景観形成地域とは

- **複数市町村にまたがる地域**
  - 広域景観形成指針を策定
  - 一般区域とは異なる規制基準で**道が届出制度を運用**
- ※現在、指定されているのは「羊蹄山麓広域景観形成推進地域」

## (2) 広域景観形成地域の指定により

広域景観形成指針に基づいた一体的な景観保全、活用、景観形成

- 地域特性に応じた届出対象行為、景観形成基準の設定
- 景観重要公共施設の指定（道路、河川、港湾等）
- 景観阻害要因への措置要請
- 市町村、公共施設管理者、住民間の意識の共有化

### 北海道景観条例 第13条

**知事は、**複数の市町村にまたがり、田園、湖沼等が連続する景観を有する地域で、特に広域にわたる良好な景観の形成を推進する必要があると認めるものを、**当該地域の存する市町村の長の申出に基づき、「広域景観形成推進地域」として指定**することができる。

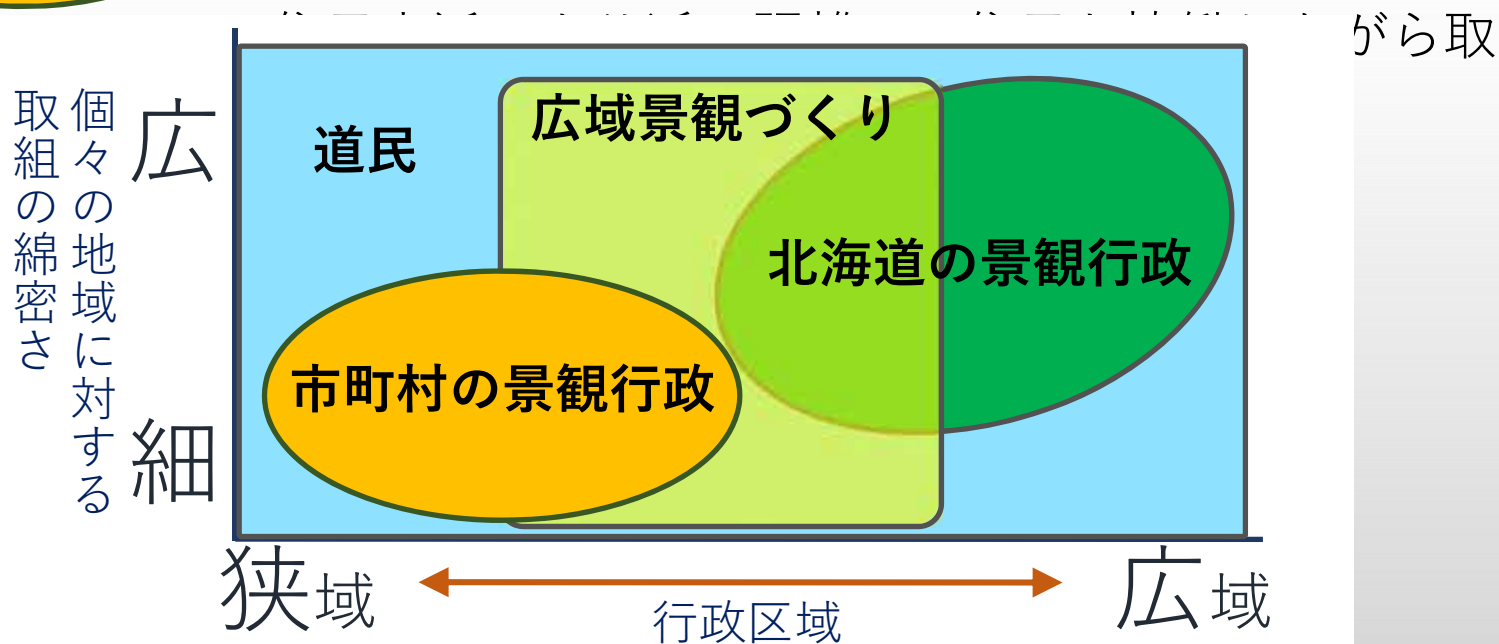
### (3) 道と市町村の役割

道

- ・ **市町村の枠を超えた広域景観づくりを推進**
- ・ 「広域景観推進地域」は景観特性を共有する地域で、一定程度の地域特性を踏まえた取組を推進
- ・ 景観計画の内容は全道一律

市町村

- ・ **地域の特色を生かした、よりきめの細かい景観づくり**



## (4) 広域景観形成地域の指定について

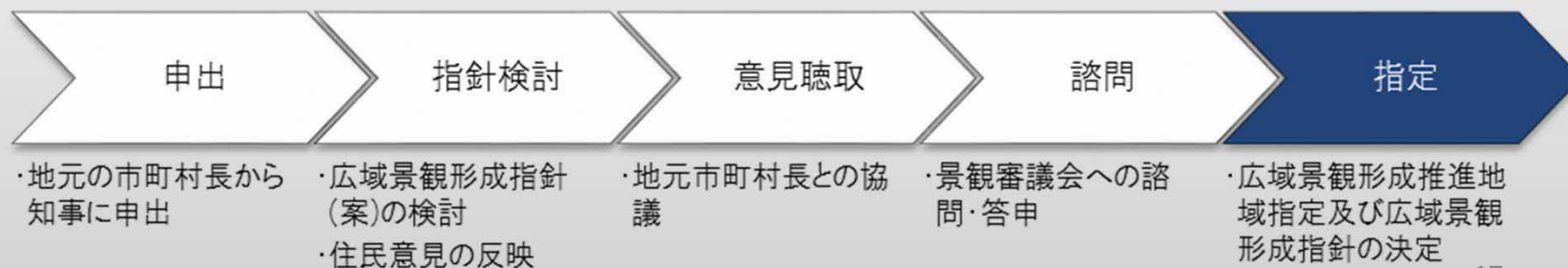
### ○道の役割



推進協議会の開催

ワークショップによる  
支援

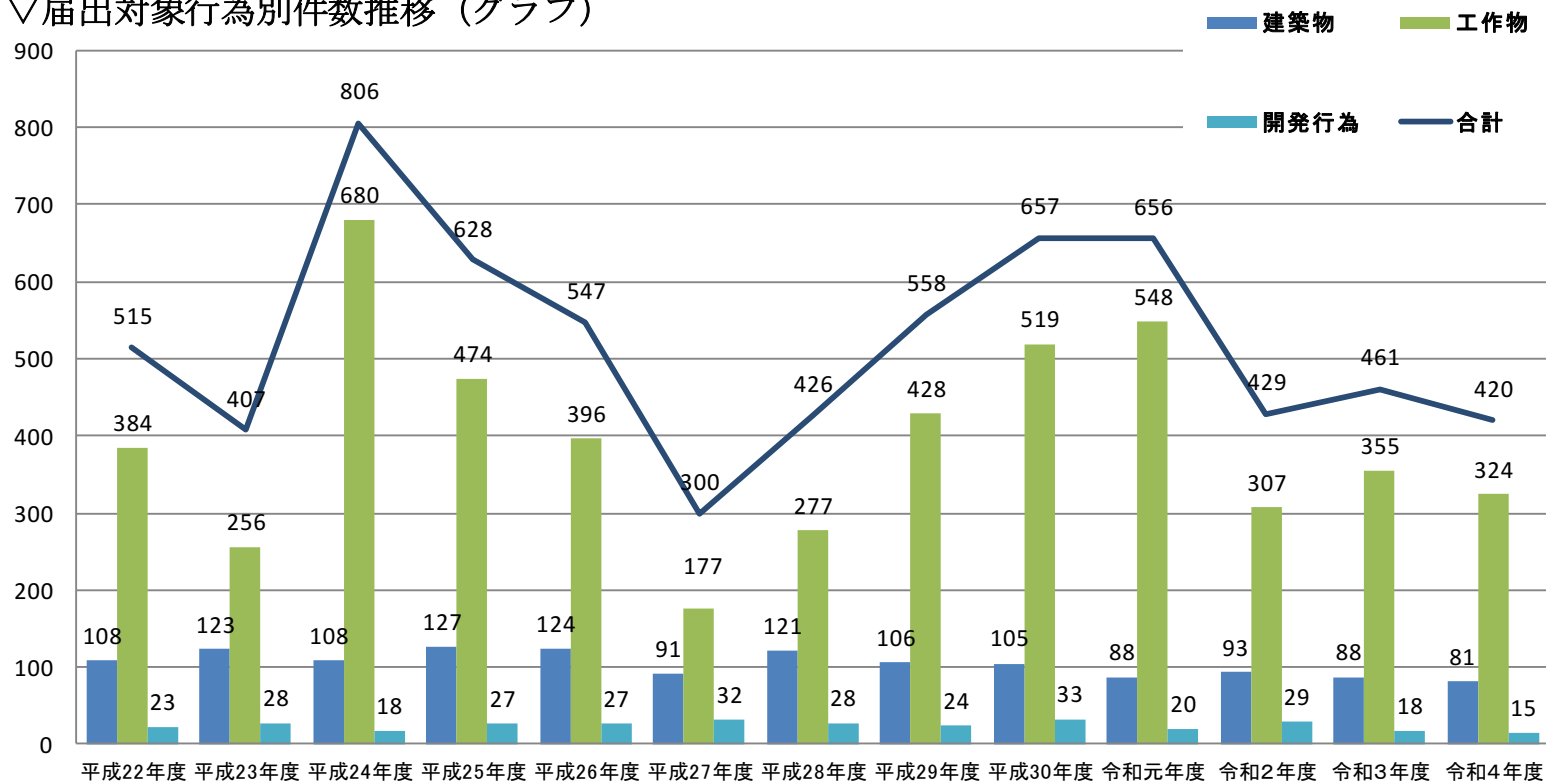
### ○事務手続き



# 6 北海道の景観法に基づく 建築物等の届出状況について

道における景観法に基づく届出件数は、平成24年度(2012年度)の806件をピークに平成27年度(2015年度)まで減少していましたが、平成28年度以降は増加に転じていましたが、令和2年度に減少し令和3年度は微増という状況。

▽届出対象行為別件数推移 (グラフ)



○届出対象行為について

- ・建築物 100件前後で推移。
- ・工作物 平成24年度 : 680件でピーク  
平成27年度 : 177件まで減少  
平成28年度以降 : 年々増加していたが令和2年度で減少
- ・開発行為 20~30件で推移

○風力発電設備の届出が増加

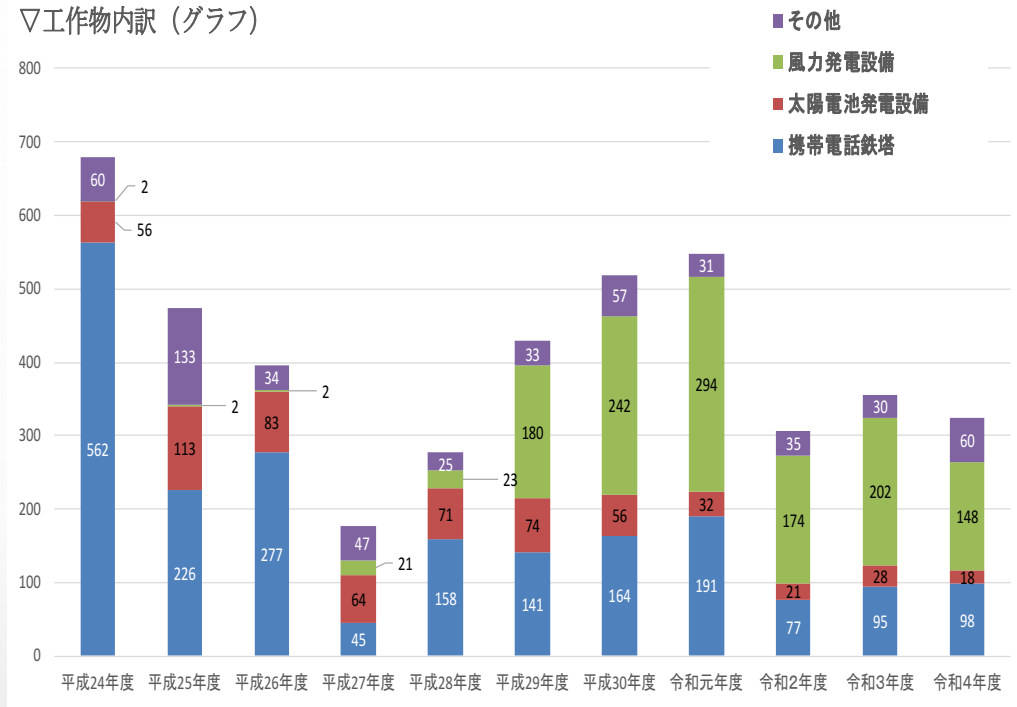
- ・毎年、増加(H27以降の主な工作物)していたが令和2年度は減少、令和3年は微増。
- ・環境アセスメントの手続きしている事業が多数あり。今後も建設が続く見込み。

○携帯電話鉄塔の届出が増加

- ・平成27年度に45件まで減少。
- ・平成28年度以降は、増加傾向であったが、令和2年度は減少。

**表 1**

▽工作物内訳 (グラフ)



▽表 振興局別届出・通知件数

振興局	空知	石狩	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	合計
令和3年度	12	106	28	27	24	81	20	6	39	22	18	34	15	29	461
令和4年度	26	84	14	42	31	33	58	20	21	21	11	38	5	16	420
前年比	217%	79%	50%	156%	129%	41%	290%	333%	54%	95%	61%	112%	33%	55%	91%

表1及び表2のとおり、地域別と届出件数が多い工作物を抽出しましたが、特に「風力発電設備」の届出が多く、日本海側での建設が増加しています。

風力発電・太陽光発電設備は、再生可能エネルギー導入促進の一方、大規模な設備は景観への影響も大きいことから、各市町村では、景観を保全していくための視点を含めた検討が必要です。

表2 ▼R3・R4 振興局別届出等の件数（3工作物）

	携帯電話鉄塔			風力発電設備			太陽光発電設備		
	R3	R4	増・減	R3	R4	増・減	R3	R4	増・減
空知	2	16	14	0	0	0	1	1	0
石狩	2	16	14	24	23	-1	5	3	-2
後志	7	6	-1	3	4	1	0	0	0
胆振	1	1	0	0	0	0	2	6	4
日高	0	6	6	13	22	9	2	0	-2
渡島	29	6	-23	47	23	-24	2	2	0
檜山	1	1	0	10	50	40	0	3	3
上川	2	14	12	0	0	0	1	0	-1
留萌	3	2	-1	32	8	-24	0	0	0
宗谷	2	2	0	19	8	-11	0	1	1
オホーツク	3	4	1	1	0	-1	4	0	-4
十勝	14	19	5	0	0	0	2	1	-1
釧路	7	4	-3	1	0	-1	4	0	-4
根室	2	1	-1	23	10	-13	0	1	1
合計	75	98	23	173	148	-25	23	18	-5

【参考】道景観計画区域内における届出対象施設及び規模

①風力発電設備

- ・一般区域 高さ15mを超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域 高さ10mを超えるもの

②太陽電池発電設備

- ・一般区域： 高さ5m又は築造面積2,000㎡を超えるもの
- ・羊蹄山麓広域景観形成地域： 高さ5m又は築造面積1,000㎡を超えるもの



道では、平成27年度(2015年度)に

「**北海道太陽電池・風力発電設備  
景観形成ガイドライン**」

を策定しており、景観に配慮すべき事項をチェックリスト化しており、道のホームページにて公表しています。

○「**北海道太陽電池・風力発電設備  
景観形成ガイドライン**」

配慮すべき事項をチェックリスト化

- ・ 自然的地域、市街地、沿道など地域区分ごとに配慮事項を記載
- ・ 道のwebページで公表

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/guideline/taiyouhuuryoku.htm>

太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (市街地以外)	景観形成配慮事項		
	景観	設置周辺	付帯施設
各地域共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>明確な景観や景観形成への配慮を要する</li> <li>パネル及び架台は反射光の発生に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態を要する</li> <li>透明性を高め、まとまりのある配置とする</li> <li>パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに修復する</li> <li>風景地からの眺望への影響を極力回避・低減する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本の仕様、連続などの範囲は必要最小限とし、地形改良を極力避ける</li> <li>敷地内は可能な限り緑化を行う</li> <li>周辺に植栽を施すなど景観を高める</li> <li>電気のなまなどにより配線して、地域で隠蔽を怠らさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観上のファンズなどは周囲環境に調和した色彩や材料を用いる</li> <li>調音する付帯施設(キーボードなどの色彩も景観に配慮する)</li> <li>送電線塔などは、位置・配置、規模を考慮する</li> <li>石帯などの景観的要素は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る</li> <li>景観上の表示板は景観や色彩に配慮する</li> </ul>
自然的地域 (森林地・海岸地・河川谷)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地形や背景の山並みなどの風景に配慮した位置・配置、規模及び形態を要する</li> <li>自然環境と調和した形態を要するよう配慮する</li> <li>ラムサール条約登録地及び鳥獣保護区などの指定地域と隣接並びに自然公園の周辺への設置は避ける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観や設置など季節や周囲の状況により景観の変化に配慮した景観を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観的要素との調和に配慮した位置、規模及び形態を要する</li> <li>護宇を阻害する有線などの景観的要素、旗竿、看板等を少なくする</li> </ul>
市街地 (自然リゾート地区・歴史文化的地域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>観光地地域への配慮を極力避ける</li> <li>地域の歴史的・文化的な景観形成への配慮を要する</li> <li>歴史的・文化的遺産への直接的な影響を避ける</li> <li>当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態を要する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該観光地地域の景観特性に配慮した景観を要する</li> <li>緑化や花壇などの整備に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>護宇を阻害する有線などの景観的要素を少なくする</li> <li>送電線塔は地中化を図る</li> <li>調音する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態を要する</li> <li>フェンスなどは、圧迫感を与えないよう設置位置などから適切な後退距離を要する</li> <li>景観的要素を与える等の配慮は極力避ける</li> </ul>
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿道・河川)	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要な道路、鉄道・新幹線沿道、河川線については、沿道地帯線などからの適切な景観及び景観に配慮する</li> <li>交差点付近では、周辺に調和するよう配慮する</li> <li>地形などを生かして見え方を最小化する</li> <li>地域のランドマークに対する見直しを要する</li> <li>目立りに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する</li> <li>視界のある道路に配慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域にふさわしい木づくりや景観形成に努める</li> <li>道路境界の緑化や花壇などの整備に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フェンスなどは、圧迫感を与えないよう設置位置などから適切な後退距離を要する</li> <li>景観的要素を与える等の配慮は極力避ける</li> </ul>
田園地域 (中山間村・市街地)	<ul style="list-style-type: none"> <li>山腹などの傾斜地に設置しない</li> <li>地域の景観資源であるシンボリックの木への配慮は要する</li> <li>周辺の景観資源との景観上の調和に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の田舎風や雑木林の美しさの確保を考慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観資源と調和した位置・配置、規模及び形態を要する</li> </ul>
市街地 (住宅地区・商業地域・駅前地区・工業地区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺と調和した形態を要する</li> <li>圧迫感を与えないよう設置位置などから適切な後退距離を要するとともに高さについても考慮する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周辺との連続性のある生け垣などによる景観を行う</li> <li>緑化や花壇などの整備に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は景観に調和する</li> <li>送電線塔は地中化を図る</li> <li>景観的要素を与える等の配慮は極力避ける</li> </ul>

※1 景観法に基づき「行為の届出書」を北海道(景観行政確保法15市町村の区域を除く)へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※2 チェックリストの各項目は「景観法の施行基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。

※3 該当する地域区分(景観形成の強要)に○をつけ、各地域共通及び○をつけられた区分の配慮した事項をチェックしてください。

# 7. 北海道の地球温暖化対策への取組み

## ゼロカーボン北海道推進計画の概要（北海道地球温暖化対策推進計画（第3次）〔改定版〕）

### 1 はじめに ～改定にあたって～

- 道では、令和3年3月に第三次「北海道地球温暖化対策推進計画」を策定し、長期目標である2050年「ゼロカーボン北海道」の実現に向けた取組を開始。
- その後、国の「地球温暖化対策推進法」の改正や、「地球温暖化対策計画」が改定され、温室効果ガス削減目標が「2013年度比46%削減」に見直された。
- このような状況変化を踏まえ、2030年度の削減目標の見直しを行うとともに、重点的取組の追加・拡充、また、道民・事業者に分かりやすい計画となるよう身近な補助指標の追加などの改定を実施。

### 2 本計画の位置付けと期間

本計画は、2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現に向け、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進する上で、2030年までの削減目標やその達成に向けた取組を示すものであり、「地球温暖化対策推進法」に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」として策定。

計画期間 2021年度（令和3年度）から 2030年度（令和12年度）まで

～2025 道民や事業者と ゼロカーボンに向けた 認識共有・機運醸成・行動喚起	～2030 ゼロカーボンに 向けた道筋を構築	～2050 技術・取組などの飛躍的な加速による ゼロカーボン北海道を実現
2030年以降の土台を築く重要な期間	加速度的に削減する期間	加速度的に削減する期間
既存技術の最大限の活用による削減	革新的技術の実装による加速度的削減	革新的技術の実装による加速度的削減

### 3 削減目標

(1) めざす姿（長期目標）  
2050年までに道内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする（ゼロカーボン北海道の実現）

(2) 中期目標（2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標）  
**2013年度比で 48%（3,581万t-CO<sub>2</sub>）削減**

※なお、再生可能エネルギーの海外への移住、ブルーカーボンの検討など本道の強みを活かした取組により国の気候変動対策に貢献。

年	排出量	削減率（2013年度比）
2013	7,369	0%
2018	6,049	約20%削減
2019	5,892	約21%削減
2025	4,691	約36%削減
2030	3,581	48%削減
2050	0	100%削減

### 4 温室効果ガス排出抑制等の主な対策・施策

**取組の基本的な考え方**

- 地域の脱炭素化と経済の活性化、レジリエンス向上の同時達成
- 再生可能エネルギーや森林など本道の豊かな地域資源を最大限活用
- ゼロカーボンに向けた認識の共有、意識の醸成、ライフスタイルや事業活動等の脱炭素社会に向けた自発的転換の促進
- 環境と経済が好循環するグリーン社会の構築

**重点的に進める取組**

<b>多様な主体の協働による社会システムの脱炭素化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへ転換</li> <li>✓地域の脱炭素化</li> <li>✓交通・物流の脱炭素化</li> <li>✓「グリーン×デジタル」の一体的な推進</li> </ul>	<b>豊富な再生可能エネルギーの最大限の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ZEB、ZEHの普及など建築物の脱炭素化推進</li> <li>✓持続可能な資源利用推進</li> <li>✓革新的イノベーションによる創造</li> <li>✓気候変動への適応</li> </ul>	<b>森林等の二酸化炭素吸収源の確保</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓森林吸収源対策</li> <li>✓農地土壌吸収源対策</li> <li>✓都市緑化の推進</li> <li>✓自然環境の保全</li> <li>✓水産分野の取組</li> </ul>
--	---	---

### 5 2050年のゼロカーボン北海道のイメージ

### 6 計画の推進体制等

- 幅広い関係者との連携・協働による推進。幅広い関係団体で構成する「ゼロカーボン北海道推進協議会」や国の「ゼロカーボン北海道スクワーズ」などと連携・協働し、道内の気候変動対策を推進。
- 庁内の推進体制。知事をトップとする「ゼロカーボン北海道推進本部」により施策を総合的かつ計画的に推進。各振興局に設置したゼロカーボン推進室において地域の実情に応じた取組を機動的かつ積極的に支援。



### 豊富な新エネルギー源

- 北海道は、太陽光や風力、バイオマス、地熱、石炭といった多様なエネルギー源が豊富に賦存し、とりわけ新エネルギーの活用に向けては全国随一の可能性がある
- エネルギーの地産地消などの取組、固定価格買取制度を契機として数多くの構想が提起

### <北海道の導入ポテンシャル>

#### 【風力発電】

全国1位（導入ポテンシャル量は、陸上風力で全国の約55%、洋上風力(着床式・浮体式の計)で約29%を占める）

#### 【中小水力発電】

全国1位（導入ポテンシャル量は、河川導入で全国の約10%を占める）

#### 【地熱発電】

全国3位（国立・国定公園を除き、傾斜掘削を行わない条件で、事業化可能量を推計（蒸気フラッシュ、バイナリーの計））

#### 【太陽光発電】

全国1位（導入ポテンシャル量は、全国の約17%を占める（住宅用等、公共系等の計））

※「再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS) 2021年2月修正版」（環境省）による



オトンレイ風力発電所、幌延風力発電(株)（出典：NEDO）



北海道電力(株) 森地熱発電所



シャープ苫小牧第一太陽光発電所（出典：シャープ）

# 北海道における新エネルギーの導入状況

## ● 北海道における新エネ導入実績（発電設備容量）

（単位：万kW）

区分	H27年度 実績	H28年度 実績	H29年度 実績	H30年度 実績	R1年度 実績	R2年度 実績
太陽光(住宅)	13.9	15.2	16.1	17.1	18.1	19.3
太陽光(非住宅)	83.4	99.9	116.9	136.7	173.1	194.4
風力	32.1	35.0	38.7	44.4	50.6	59.2
中小水力	83.3	83.3	82.3	82.4	82.8	83.2
バイオマス	5.4	10.8	11.9	12.8	13.8	14.1
地熱	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5
廃棄物	24.3	24.3	24.3	24.1	24.2	24.1
total	244.9	271.0	292.7	320.0	365.1	396.8

（北海道経済部環境・エネルギー課調べ）

※太陽光の非住宅は出力10kW以上、住宅は出力10kW未満もの

## ● 固定価格制度による再エネ設備の認定状況（令和3年12月末現在）

（単位：万kW）

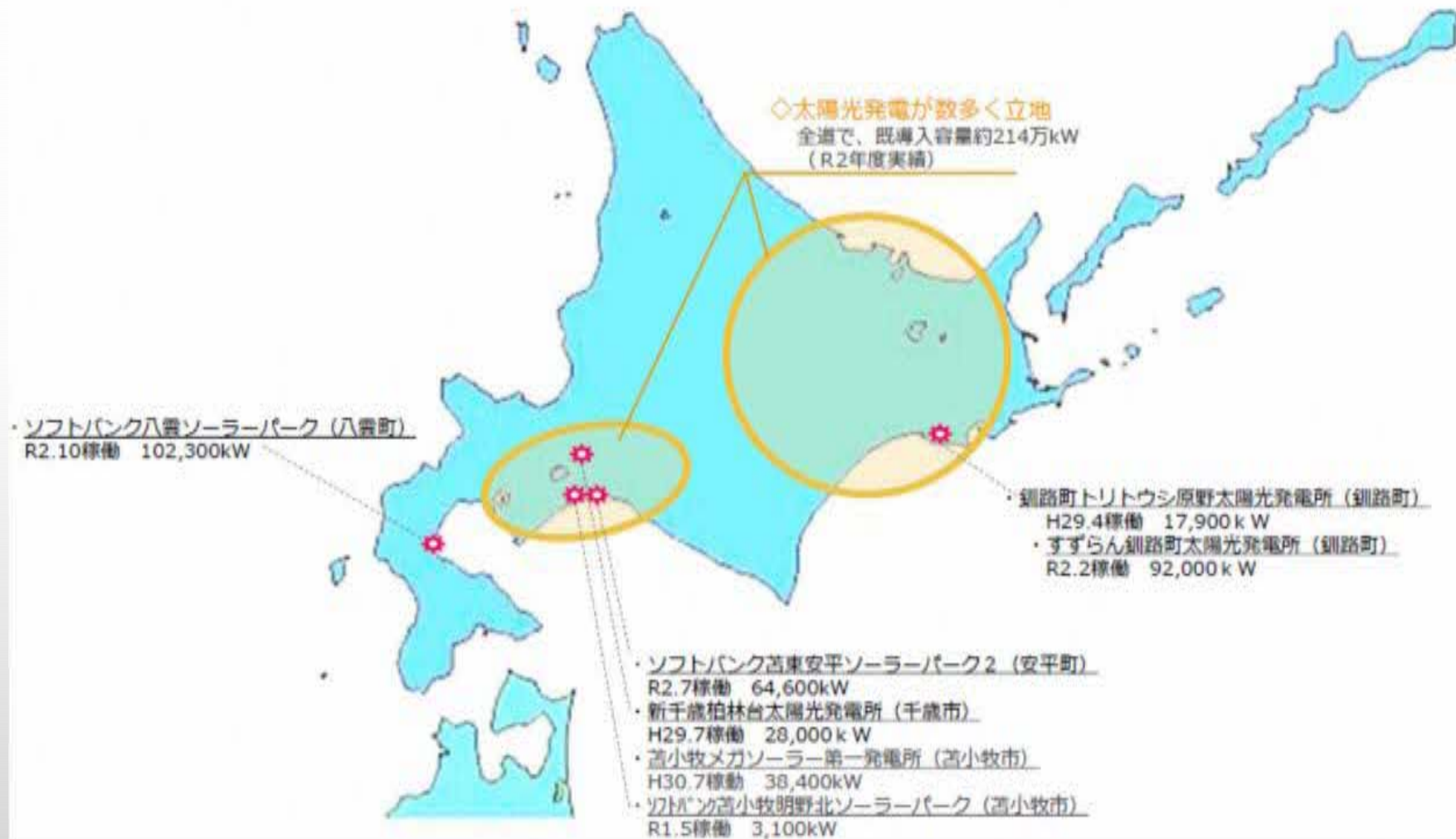
区分	全国	北海道
太陽光 (10kW未満)	867.2	14.9
太陽光 (10kW以上)	6,767.9	213.0
風力	1,334.5	173.2
中小水力 (1,000kW未満)	14.3	0.5
中小水力 (1,000kW以上)	151.8	18.2
バイオマス	804.1	48.4
地熱	16.2	0.9
total	9,956.0	469.1

（出典：経済産業省資源エネルギー庁）

※ 四捨五入の関係で合計が合わないことがある  
 ※ バイオマスは、バイオマス比率考慮あり

# 新エネルギーの導入に向けた動き [太陽光発電] (R4.7現在)

北海道における新エネルギー導入拡大の取組



5



# 新エネルギーの導入に向けた動き [風力発電・系統連系] (R4.7現在)

## ◆風力発電のための送電網整備実証事業

北海道北部風力送電網 (出典: 国1-31177-8-47 イグス等)

・天北ウィンドファーム (稚内市)  
H30.5稼働 30,000kW

・石狩コミュニティウィンドファーム (石狩市)  
H30.12稼働 20,000kW

・系統側蓄電池による風力発電募集の接続検討申込み

H29.3 I期プロセス開始

H31.2 I期プロセス完了~優先系統連系希望者15社、合計容量16.2kW

R3.7 I期残容量 (43.8万kW) プロセス開始

## ◇洋上風力発電の導入に向けた取組

### ◎港湾区域内

石狩湾新港地域  
運転開始予定R5年度 最大99,990kW

### ◎一般海域

(仮称) 北海道石狩湾沖洋上風力発電事業  
環境影響評価法手続き中 最大1,000,000kW

(仮称) 樺山エリア洋上風力発電事業  
環境影響評価法手続き中 最大722,000kW

### ◎再エネ海域利用法

「一定の準備段階に進んでいる区域」  
石狩市沖  
岩宇・南後志地区沖  
島牧沖  
檜山沖  
松前沖

◇風力発電が数多く立地  
全道で、既導入容量59万kW  
(R2年度実績)

・(仮称)えりも町風力発電事業  
環境影響評価法手続き中 最大500,000kW

## ◇北本連系設備の増強

・現在90万kW (電源開発㈱及び北海道電力㈱)  
(H31.3、30万kW増強 (北海道電力㈱))  
・R3.5 電力広域的運営推進機関において  
更に30万kW増強する整備計画を策定  
新エネ導入拡大には、さらなる増強が必要

## ◆大型蓄電システム緊急実証事業

実施主体: 住友電気工業㈱、北海道電力㈱  
実施場所: 北海道電力㈱南早来変電所(安平町)  
実施期間: H25年度~H30年度  
実証設備: 出力15MW、容量60MWh

※R4.4 「系統側蓄電池による風力発電募集プロセス(I期)」において設置した  
系統側蓄電池(容量51MWh)の運転開始(北海道電力ネットワーク㈱)



## 8 再エネ海域利用法について

- ・洋上風力発電について、海域利用のルール整備などの必要性が指摘されていたところ。
- ・これを踏まえ、必要なルール整備を実施するため、「**海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律**（以下、**再エネ海域利用法**）」が2019年4月1日より施行。

### 【主な課題】

### 【対応】

課題① 海域利用に関する  
統一的なルールがない。

- ・海域利用(占有)の統一ルールなし  
(都道府県の許可は通常3~5年と短期)
- ・中長期的な事業予見可能性が低く、資金調達が困難。

課題② 先行利用者との調整  
の枠組みが不明確

- ・海運や漁業等の地域の先行利用者との調整に係る枠組みが存在しない。

課題③ 高コスト

- ・FIT価格が欧州と比べ高額。
- ・国内に経験ある事業者が不足。

- ・国が、洋上風力発電事業を実施可能な促進区域を指定。公募を行って事業者を選定、長期占有を可能とする制度を創設。  
→十分な占有期間(30年間)を担保し、事業の安定性を確保。

- ・関係者間の協議の場である協議会を設置。  
地元調整を円滑化
- ・区域指定の際、関係省庁とも協議。  
他の公益との整合性を確認。  
→事業者の予見可能性向上、負担軽減。

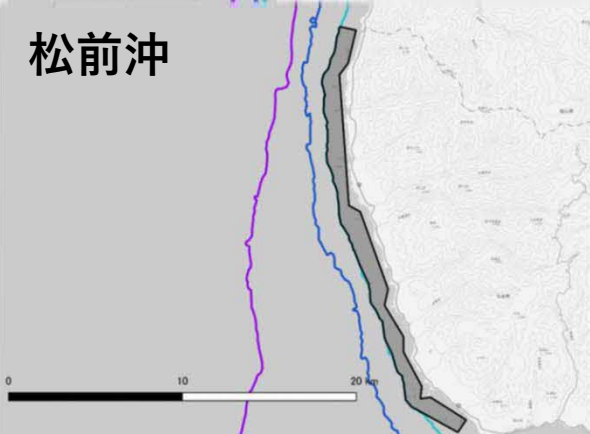
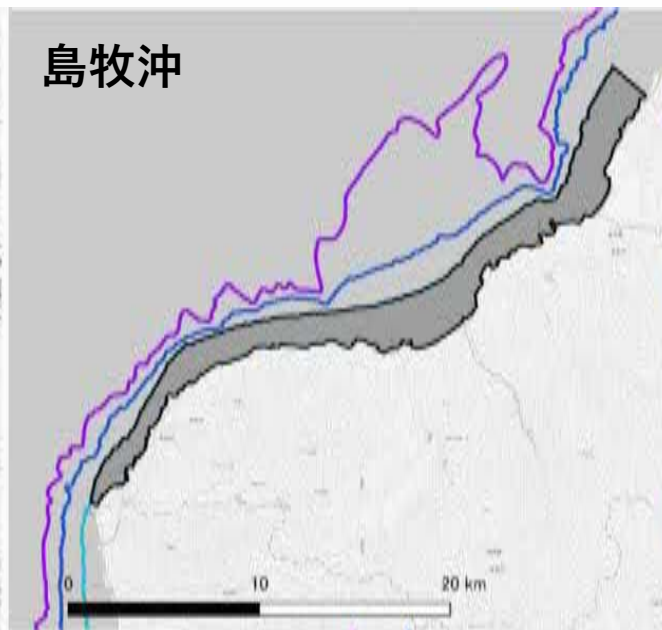
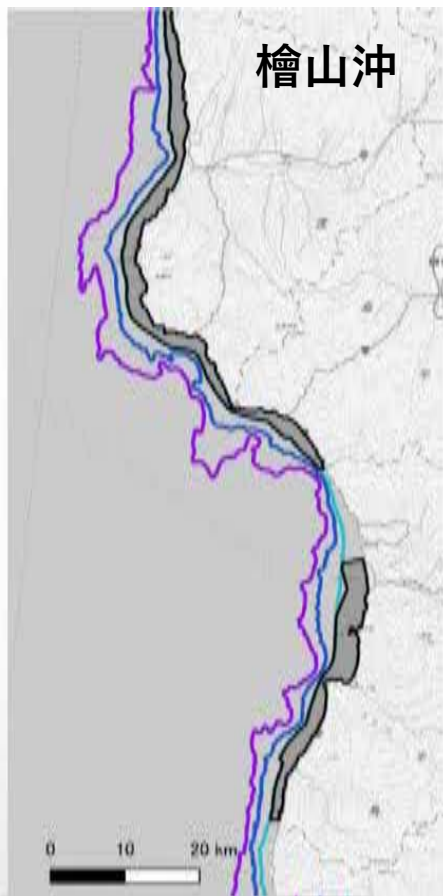
- ・価格等により事業者を公募・選定。  
→競争を促してコストを低減。


再エネ海域利用法の創設により実現

## 再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定 に向け、「有望な区域」として整理

- 2023年5月12日に経済産業省と国土交通省が準備区域の5区域としていた
  - 石狩市沖
  - 岩宇・南後志地区沖
  - 島牧沖
  - 檜山沖
  - 松前沖

について、早期に促進区域に指定できる見込みがあり、より具体的な検討を進める区域として「有望な区域」として整理したと発表。



 有望な区域

# 太陽光発電設備設置による問題

- ・ 太陽光発電設備設置によるトラブル事例
  - ・ 景観（周辺との調和が取れない）
  - ・ 発電施設敷地内の雑草の管理等の維持管理
  - ・ 土地の造成による土砂災害発生リスク増加
  - ・ 光害（施設からの反射光）



# 風力発電施設設置による問題

- ・ 風車が発生させる低周波音等による騒音
- ・ 風車に鳥が衝突することによる生態系への影響
- ・ 台風、落雷、地震や津波等の気象条件や自然災害に対する風力発電設備の安全性への懸念
- ・ 風車が設置されることによる周辺景観への影響や眺望の阻害





## 【9 太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインの見直しについて】

### ○ガイドラインを巡る社会的背景

- ・平成26年、景観計画に太陽電池発電設備及び風力発電設備に係る届出対象行為への位置づけを明確化
- ・平成27年、「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を策定
- ・平成29年、洋上風力発電導入拡大のため、「一般海域における利用調整に関するガイド」が策定される
- ・ガイドラインの策定後、脱炭素社会の実現等を目的として、大型再エネ発電設備の建設が加速

### ○審議会における委員意見等

- ・ガイドラインの地域区分毎の配慮事項を、より具体的な内容を数値基準として示すべきではないか。
- ・現行のガイドラインでは、各々の自治体で判断できないこともあるため、全体の方向性を示すよう整理が必要ではないか。
- ・ガイドラインの地域区分について、現行のままでは届出者が実際とは違う認識をして申請する可能性があるとともに、視点場と対象場の話が混合しているため整理が必要だと感じる。
- ・風力発電は、単体の鉄塔の基準を現在適用されているが、実情を考慮すると群で風車が並んでいるため、基準を再検討して欲しい。
- ・届出基準を超えない物についても影響が無いか検討する必要があると考えられるため、その様な事例について、写真やシミュレーションがあれば良い。



## ○各自治体の対応

- ・再エネに関連する条例やガイドライン等を制定し、独自の規制等を行っている市町村あり

## ○再エネ設備を巡るトラブル等の問題

- ・展望地からの眺望への影響を極力回避・低減すること等への配慮を促すことは可能
- ・条例を制定済の自治体において、条例で抑制区域を定めているものの、より厳しい基準を求める意見が多い…等

**⇒現在のガイドラインのチェックリストで審査できない項目あり**

## ○促進区域への指定

- ・令和5年5月12日に経済産業省と国土交通省が北海道の5地域を「有望な区域」として整理
- ・今後、「促進区域」に指定される可能性あり
- ・促進区域に指定されると、洋上風力発電設備を含む各種再エネ発電設備の建設が進む

**⇒現在のガイドラインでは洋上風力発電設備に対する審査基準なし**



**景観計画、景観形成基準及びガイドライン等の見直しを検討**

# 日本海側の眺望地点からの風力発電設備設置 イメージ写真

豊富町 稚咲内海岸



# 日本海側の眺望地点からの風力発電設備設置 イメージ写真

豊富町 稚咲内海岸



稚咲内の海岸から高さ約150mの風力発電設備が約3km沖合に建てられた  
イメージ写真

# 日本海側の眺望地点からの風力発電設備設置 イメージ写真

江差町かもめ島





# 日本海側の眺望地点からの風力発電設備設置 イメージ写真

江差町かもめ島



高さ約100mの風力発電設備が江差町かもめ島から  
約1.9km沖合に建っているイメージ写真

# 10 道内市町村における 条例及びガイドライン等の制定状況

## 1 景観行政団体の市町村

振興局	市町村名 (景観行政団体 移行年月日)	条 例 等		計 画 等	
		名 称	公 布 年月日	名 称	公 布 年月日
空知	長沼町 (H19. 8. 1)	長沼町美しい景観づくり条例	H20. 3. 26	①長沼町美しい景観づくり計画 ②公共施設の景観づくり指針 ③景観法による『行為の届出制度』の手引き	①H20. 4. 1 ②H20. 7. 15 ③H20. 9. 1
		長沼町太陽光発電施設の設置に関する条例	R3. 7. 1 (施行)		
	栗山町 (H25. 4. 1)	栗山町景観条例	H25. 7. 10	①栗山町景観計画 ②栗山町景観計画の運用指針 (ガイドライン)	①H25. 7. 10 ②H25. 7. 10
石狩	札幌市 (H16. 12. 17)	札幌市景観条例	H19. 12. 13	①札幌市景観計画 ②札幌市公共サイン基本計画 ③札幌市色彩景観基準運用指針 ④札幌市公共施設等景観デザインガイドライン ⑤歴史を活かした景観まちづくりガイド	①H19. 12. 13 ②H14. 11. 1 ③H16. 6. 7 ④H20. 3. 21 ⑤H22. 2. 1
	当別町 (H20. 2. 1)	美しいまち当別をみんなでつくる条例・景観法施行条例	H14. 3. 25	当別町景観計画	H21. 6. 1

振興局	市町村名 景観行政団体 移行年月日	条 例 等		計 画 等	
		名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
石狩	千歳市 (R3. 5. 1)	千歳市景観条例	R3. 3. 8	①千歳市景観計画 ②千歳市景観計画運用指針	①R3. 7 ②R3. 8
後志	小樽市 (H18. 11. 1)	小樽の歴史と自然を生かした まちづくり景観条例	H4. 3. 31	①小樽市景観計画 ②小樽の歴史と自然を生かした まちづくり景観規則 ③小樽市地区別景観形成指針	①H21. 2. 2 ②H4. 3. 31 ③H21. 4. 1
	黒松内町 (H20. 3. 1)	黒松内町ふるさと景観条例	H16. 3. 15	①黒松内町景観計画 ②黒松内町ふるさと景観条例施 行規則 ③黒松内町ふるさと景観形成事 業奨励金交付要綱 ④黒松内町ふるさと景観形成に 係る太陽光発電システムの設置 基準に関する要綱	①H21. 4. 1 ②H20. 12. 25 ③H31. 4. 1 ④H27. 6. 1
	倶知安町 (R4. 9. 1)	倶知安の未来へつなぐ景観ま ちづくり条例	R4. 9. 1	倶知安町景観計画	R5. 1. 1
胆振	伊達市 (R3. 1. 1)	伊達市景観条例	R2. 12. 14	伊達市景観計画	R3. 4
	洞爺湖町 (R3. 4. 1)	洞爺湖町景観条例	R#. 3. 9	洞爺湖町景観計画	R3. 6
日高	平取町 (H18. 10. 1)	平取町景観づくり条例		①平取町景観計画 ②平取町文化的景観保存計画	①H19. 4 ②H19. 3. 31

振興局	市町村名	条 例 等		計 画 等	
	景観行政団体 移行年月日	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
渡島	函館市 (H17. 10. 1)	函館市都市景観条例	H7. 3. 22	①函館市景観計画 ②景観デザイン指針	①H20. 10. 1 ②H24. 12. 1
	旭川市 (H16. 12. 17)	旭川市景観条例	H14. 3. 27	①旭川市景観計画 ②旭川市景観づくり基本計画 ③景観計画重点区域（北彩都地区）に係る敷地内緑化取扱指針 ④旭川市橋梁景観整備指針	①H19. 3. 23 ②H15. 8 ③H19. 12. 1 ④H8. 6
上川	東川町 (H17. 3. 31)	美しい東川の風景を守り育てる条例	H14. 1.	東川町景観計画	H18. 11
	美瑛町 (H18. 8. 31)	美瑛の美しい景観を守り育てる条例	H27. 1. 30	美瑛町景観計画	H27. 3
	上富良野町 (H23. 4. 1)	かみふらの景観づくり条例	H22. 9. 16	かみふらの景観づくり計画	H22. 11. 29
	東神楽町 (H28. 1. 1)	東神楽町花のまち景観づくり条例	H27. 12. 17	東神楽町花のまち景観計画	H28. 2
	富良野市 (R2. 8. 1)	富良野市景観条例	R2. 8. 1	富良野市景観条例施行規則	R2. 8. 1
	中富良野町 (R5. 8. 1)	中富良野町景観条例	R5. 6. 21	中富良野町景観計画	
オホーツク	北見市 (H26. 8. 12)	北見市景観条例	H26. 7. 4	北見市景観計画	H27. 2. 18
	清里町 (H18. 6. 1)	清里町景観条例	H20. 3. 18	清里町景観計画	H20. 3. 28



振興局	市町村名 景観行政団体 移行年月日	条 例 等		計 画 等	
		名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
釧路	釧路市 (H20. 10. 1)	釧路市景観条例	H21. 10. 2	①釧路市景観計画 ②釧路市景観条例に係る届出の 手引き	①H21. 11. 2 ②R2. 4
	弟子屈町 (R4. 5. 1)	弟子屈町景観条例	R4. 4. 1	弟子屈町景観計画	R4. 6. 1
根室	中標津町 (H29. 4. 1)	中標津町景観条例	H8. 7. 1	①中標津町景観計画 ②携帯電話基地局設置に係る指 導指針 ③太陽光発電施設立地に伴う景 観形成基準	①H29. 5. 1 ②H19. 6. 8 ③H25. 3. 18

## 2 景観行政団体以外の市町村

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年 月 日	名称	公 布 年 月 日
夕張市	夕張市都市景観条例	H2. 4. 2		
江別市			江別市景観形成基本計画	H18. 1. 23
千歳市			ちとせ都市景観ガイドプラン	H13. 3. 1
北広島市			北広島市都市景観基本計画における色彩等取扱基準	H29. 7. 19
蘭越町	蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例	H17. 3. 11	①蘭越町景観形成推進要綱 ②蘭越町小型風力発電施設 (20kw 未満) 設置に係るガイドライン	①H8. 11. 1 ② H29. 11. 16
倶知安町	倶知安町の美しい風景を守り育てる条例	H20.2.18		
ニセコ町	ニセコ町景観条例	H16. 3. 15		
真狩村			市街地道道沿線地区街並み形成ガイドライン	H14. 3. 1
古平町	古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	R2. 3. 12		

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
赤井川村			赤井川村再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン	R2. 4. 1
室蘭市			室蘭市都市景観形成基本計画	H9. 3. 1
苫小牧市			苫小牧市都市景観形成基本計画	H11. 3
登別市	登別市景観とみどりの条例	H28. 2. 24	登別市景観形成基本計画	H15. 3
伊達市			伊達市小型風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドライン	H30. 6. 15
厚真町	厚真町地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例	H23. 3. 11		
様似町	ふるさと様似の景観づくり条例	H6. 9. 30		
松前町			①松前町歴史を生かす街並み整備モデル地区整備計画書 ②歴史を生かした街なみ景観づくり要綱 ③松前町小型風力発電施設（20kV未満）設置に係わるガイドライン	①H7. 3 ②H14. 3. 7 ③H29. 8. 1

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
江差町	ふるさと江差の街並み景観形成地区条例	H8. 3. 25	江差町歴史的景観形成基本計画	H8. 7. 9
乙部町			乙部町小型風力発電(20kw未満)施設設置に関するガイドライン	H30. 4. 5
せたな町			せたな町小型風力発電(20kw未満)施設建設に関するガイドライン	H30. 3. 1
上川町	上川町景観まちづくり条例	H14. 3. 25		
占冠村	美しい占冠の風景を守り育てる条例	S62. 3. 18		
増毛町			増毛町小型風力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 12. 1
小平町			小平町小型風力発電施設(50kw未満)建設に関するガイドライン	H29. 12. 11
苫前町			苫前町小型風力発電施設設置に関するガイドライン	H29. 12. 1
羽幌町	羽幌町再生可能エネルギー発電設備の設置及び運用の基準に関する条例	R3. 6. 23		



市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
初山別村			初山別村小型風力発電施設等の設置に関するガイドライン	H30. 1. 19
遠別町			小型風力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 12. 4
天塩町			天塩町小型風力発電設置に係るガイドライン	H30. 1. 1
稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	H29. 12. 13	稚内市風力発電施設建設ガイドライン	H12. 4. 1
中頓別町	中頓別町環境基本条例	H21. 6. 2		
枝幸町			枝幸町小型電力発電施設設置に係るガイドライン	H29. 3. 28
豊富町			豊富町風力発電施設設置に関わるガイドライン	H29. 12. 11
利尻町			利尻町小型風力発電施設等設置に係るガイドライン	H29. 11. 24
利尻富士町			利尻富士町街なみ景観要綱	H5. 12. 20
幌延町			幌延町小型風力発電施設建設に関するガイドライン	H29. 11. 27
網走市			網走市景観と緑の基本計画	H18. 3. 1
斜里町	斜里町再生可能エネルギー発電	R4. 4. 1(施行)		45

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
網走市			網走市景観と緑の基本計画	H18. 3. 1
斜里町	斜里町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	R4. 4. 1(施行)		
訓子府町			訓子府町景観ガイドプラン	H12. 10. 1
湧別町	湧別町緑豊かな環境づくり条例	H21. 10. 5		
滝上町	滝上町童話村まちづくり景観条例	H25. 3. 14		
西興部村	美しい村づくり条例	H11. 10. 1		
音更町			①音更町景観づくり基本計画 ②音更町緑の基本計画	①H7. 3. 1 ②H13. 3
士幌町			景観ガイドプラン	H7. 3. 1
中札内村	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例	H13. 3. 12	①農村計画ガイドライン ②景観形成指針 ③景観づくり・なかさつないルール	①H5. 5 ②H15 ③H27. 3
更別村	更別村景観保全条例	H15. 9. 30		
陸別町			陸別町景観形成補助金交付要綱	H10. 3. 30

市町村名	条 例 等		ガイドライン等	
	名称	公 布 年月日	名称	公 布 年月日
浜中町	浜中町再生可能エネルギー発電施設の設置に関する条例	R2.12.2		
鶴居村	鶴居村美しい景観等と太陽光発電事業との共生に関する条例	R4.4.1(施行)		
標津町	標津町太陽光発電施設の設置に関する条例	R4.9.14	標津町景観ガイドプラン	H2.4.1
羅臼町	羅臼町環境基本条例	H17.7.1		

※ 景観に配慮した内容が盛り込まれた再生エネルギーや環境関連の条例又はガイドラインを策定している市町村が増えています。

### 3 景観法に基づく景観地区を定めた市町村

- ・ 倶知安町 倶知安の美しい風景を守り育てる条例(H20.2.18)
- ・ ニセコ町 ニセコ町景観地区条例(H21.6.26)
- ・ 富良野市 富良野市景観地区条例(H29.12.6)